

令和7年6月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月5日(木) 午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本 康博	2番 香月 英昭
3番 中村 津多子	4番 西村 徳義
7番 江頭 和夫	8番 釘本 勝
10番 古賀 榮一	11番 北島 英文
12番 江里口 勇	13番 秋丸 政光
14番 江里口 泰信	

4. 欠席委員

5番 井手 悦郎	6番 高塚 和行
9番 大屋 博幸	

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島 政隆 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さんこんにちは。時間を過ぎましたけれども、ただいまから始めさせていただきますと思います。</p> <p>本日は令和7年6月の農業委員会のほうに御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開会に当たりまして、江里口会長のほうから一言御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん今日はどうもお疲れさまでございます。農繁期の一番忙しい中に農業委員会に出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>米の価格高騰の中で備蓄米放出をされて、小泉農相に交代して、えらい頑張っている農業者として、米が高くなったから外国の安い米を輸入すれば安く食べられるというような悪い風潮を流し込まれるのが非常に残念で、また、歯がゆく感じるところでございます。</p> <p>そういう中で、今後もいろいろ農政の改革があっていくとは思いますが、なるだけ後継者が残って、裕福に農業ができるような体制づくりをしていただければと願うところでございます。</p> <p>今日は第1号議案から第4号議案までございますので、皆様方の御協力をいただき、スムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、5番井手委員、6番高塚委員、9番大屋委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまから令和7年6月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名をさせていただきます。</p> <p>8番釘本委員、10番古賀委員をお願いいたします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件ございます。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は1ページから8ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>

議 長	<p>この案件の場所は小城町東小松にある農地で、申請理由は新規就農でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>議案資料は9ページから13ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては、資料の12ページ、13ページで確認をお願いします。</p>
議 長	<p>申請理由といたしましては、10年間の賃借権の設定でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件ございます。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は14ページから18ページまでとなります。</p>
議 長	<p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては三日月町の佐賀外環状線沿いにある農地で、転用目的としては、隣接するリース業を営まれている会社が従業員の駐車場が不足しているため拡張したいとのことでございます。</p> <p>被害防除対策ですけれども、現状のまま利用されます。排水計画ですけれども、雨水については地下浸透、生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第1種農地で、既存の施設の拡張に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。</p> <p>申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>

事務局

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は19ページから24ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所につきましては三日月町大寺のドラッグストアモリの東側にある農地で、転用目的は生活環境がよいために住宅7戸を建築したいということで申請をされました。

被害防除対策ですけれども、盛土をされますけれども、コンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水をして南側の水路へ排水されます。生活雑排水は西側の道路に埋設されている公共下水道に接続をされません。

農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は市役所からおおむね500メートルの位置にある第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。

説明は以上でございます。

議長

この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

2番

農地法第5条申請事前調査事項。

1、2、3については、先ほど事務局から説明があったとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断ができます。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は南側水路へ排水し、家庭用排水は下水道に接続する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他の特記事項について、令和7年5月26日、現地確認済みです。

令和7年6月5日、農業委員、香月英昭。

よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明いたします。

資料は25ページから30ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所につきましては、ひらまつ病院北側駐車場の北にある農地でありまして、転用目的は生活環境がよいために住宅2戸を建築したいということで申請をされました。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、コンクリートブロックで土留めをされ

ます。排水計画ですが、雨水につきましては南側道路側溝へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、同じく南側道路側溝へ排水をされます。

農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は申請地の四方がおおむね宅地などで囲まれている第3種農地で、許可し得ると考えております。

説明は以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しましたので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については、先ほど事務局のほうから説明のあったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は道路側溝に放流し、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する。

その他の特記事項について、令和7年5月26日に現地確認済み。

令和7年6月5日、小城市農業委員、江里口泰信。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は3ページから13ページまでを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について説明をいたします。

今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は41件、102筆で、18万8,751.77平米となっております。

詳細につきましては明細のほうを御確認ください。

説明は以上です。

ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。

番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。

議 長

事務局

議 長

事務局	<p>議案書は14ページを御覧ください。 所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は1件でございます。 申請番号601について説明いたします。 申請番号601、（権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。） 説明は以上です。</p>
議 長 2 番	<p>申請番号601につきましては、あっせん委員の2番香月委員からあっせん結果報告をお願いいたします。 あっせん経過報告。 3月5日、3月農業委員会であっせん委員に指名される。古川推進委員に連絡を取る。 3月9日、認定農業者、堀江区の〇〇氏より電話があり、あっせん農地10アール当たり〇〇万円で購入したいと。 3月12日、所有者の〇〇さんへ電話し、条件などを確認する。近隣相場価格を説明する。あっせん地区別10年間の売買価格は〇〇万円です。近況では、大きい田んぼで〇〇万円と説明する。今回は〇〇さんより〇〇万円で話がありますが、どうしますかと尋ねる。〇〇万円をお願いしますと返答される。 3月18日、買手に〇〇万円で了解されたことを伝える。 3月21日、所有者にあっせんが成立したことを伝える。今後、日程などの詳細については事務局から連絡があることを伝える。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書（案）のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書は15ページになります。 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は売渡希望の3件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 議案の資料のほうは31ページから34ページです。 申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

事務局	<p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明いたします。 議案資料は35ページから40ページです。 申請番号2番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案資料は41ページから44ページです。 申請番号3番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さんの中から何かございましたらよろしくお願いします。 (なし)</p>
議長	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程等についてお知らせをいたします。 今月の農地転用の現地調査が6月25日水曜日、午後1時30分から2-6会議室です。 それから、7月、来月の定例農業委員会は7月7日月曜日の午後1時30分から、こちらの大会議室となっております。 以上でございます。 以上をもちまして6月の農業委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員